

第二十四回国会 大蔵委員会議録 第九号

昭和三十一年二月二十一日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長代理 理事春日 一幸君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事藤枝 泉介君 理事石村 英雄君

浅香 忠雄君 大平 正芳君

奥村又十郎君 加藤 高藏君

川島正次郎君 竹内 俊吉君

中山 榮一君 古川 丈吉君

保利 茂君 坊 秀男君

山村新治郎君 有馬 輝武君

石山 耀作君 井上 良二君

木原津與志君 竹谷源太郎君

田万 廣文君 横山 利秋君

石野 久男君

出席國務大臣 一萬田尚登君

出席府委員

總理府事務官(自治庁稅務部長) 奥野 誠亮君

大蔵政務次官 山手 満男君

大蔵事務官(主計局長) 森永貞一郎君

大蔵事務官(主計局長) 渡邊喜久造君

大蔵事務官(理財局長) 河野 通一君

大蔵事務官(銀行局長) 東條 猛猪君

委員外の出席者 専門員 椎木 文也君

二月十七日

大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)(參議院送付)

在外公館等借入金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案(内閣提出第四号)(參議院送付)

特定物資納付金処理特別会計法案(内閣提出第六〇号)

食糧管理特別会計の昭和三十年年度における損失をうめるための措置に関する法律案(内閣提出第六二号)

同月二十日

互助組合掛金の非課税に関する請願(春日一幸君紹介)(第六九九号)

關稅定率法の一部改正に関する請願(田原春次君紹介)(第七〇〇号)

同(松原善之次君紹介)(第七〇一号)

同(大西正道君紹介)(第七三九号)

果実エッセンスに対する物品稅撤廃に関する請願(上林興市郎君紹介)(第七〇二号)

津山市に国民金融公庫支所設置の請願(大村清一君紹介)(第七〇三号)

同(小枝一雄君紹介)(第七八二号)

ビール稅率引下げに関する請願(塚原俊郎君紹介)(第七三八号)

本日の會議に付した案件

大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)(參議院送付)

在外公館等借入金返済の準備に関する法律を廃止する法律案(内閣提出第四号)(參議院送付)

所得稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

賠償等特殊債務處理特別會計法案(内閣提出第三号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

砂糖消費稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

關稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

國際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第二九号)

昭和二十八年年度、昭和二十九年年度及び昭和三十年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

漁船再保險特別會計における給与保險の再保險事業について生じた損失をうめるための一般會計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第三七号)

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

租稅特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

交付稅及び讓与稅配付金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

余剩農産物資金融通特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

國家公務員共済組合法第九十條の規定による公務傷病年金等の額の改定

に関する法律案(内閣提出第四九号)

特定物資納付金處理特別會計法案(内閣提出第六〇号)

食糧管理特別會計の昭和三十年年度における損失をうめるための措置に関する法律案(内閣提出第六二号)

○春日委員長代理 これより會議を開きます。

本日は委員長に差しつかえがありませんので、不肖が委員長の職務を行います。

この際御報告をいたします。當委員會において予備審査中でありました大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案及び在外公館等借入金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案の兩法律案につきまして、去る十七日參議院において可決され、同日本院に送付されて當委員會に本付託となりましたので、御報告いたしておきます。

次に去る十七日當委員會に審査を付託されました特定物資納付金處理特別會計法案及び食糧管理特別會計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案の兩法案を一括議題として審査に入ります。

まず政府側より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官山手満男君。

特定物資納付金處理特別會計法案

特定物資納付金處理特別會計法

(設置)

第一条 特定物資輸入臨時措置法(昭和三十一年法律第 号)の規定による納付金(以下「特定物資納付金」という。)をもつて産業投資特別會計からの投資の財源に充てるための同會計への繰入に関する政府の經理を明確にするため、特別會計を設置し、一般會計と区分して經理する。

(管理)

第二条 この會計は、通商産業大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この會計においては、特定物資納付金及び附屬雜收入をもつてその歳入とし、第四條の規定による産業投資特別會計への繰入金、事務取扱費及び附屬諸費をもつてその歳出とする。

(産業投資特別會計への繰入金)

第四条 この會計においては、毎會計年度における歳入の収納額から當該年度における事務取扱費及び附屬諸費の支出額と第十一條第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額を控除した残額に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、産業投資特別會計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予定計算書の作成)

第五条 通商産業大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

一

(歳入歳出予算の区分)

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五条に規定する歳入歳出予算計算書を添付しなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成)

第八条 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。

(余裕金の預託)

第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の繰越)

第十一条 この会計において、支払義務を生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十二条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、特定物資輸入臨時措置法の施行の日から施行し、昭和三十一年度分の予算から適用する。

2 特定物資輸入臨時措置法附則第三項の規定による寄附金は、第三条の規定の適用については、特定物資納付金とみなす。

3 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金」を、米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金及び特定物資納付金処理特別会計からの繰入金に改める。

第三条中「及び緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律(昭和二十九年法律第六号)附則第五項及び第十一項の規定によりこの会計に帰属した現金並びに第四条に規定する特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」に改める。

第四条中「特別減税国債の発行に因る収入金」の下に「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を加える。

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号及び第六号中「輸出保険特別会計」の下に「特定物資納付金処理特別会計」を加える。

第八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 特定物資納付金処理特別会計の経理を行うこと。

食糧管理特別会計の昭和三十年

における損失をうめるための措置

に関する法律案

食糧管理特別会計の昭和三十年

度における損失をうめるための

措置に関する法律

第一条 政府は、食糧管理特別会計

の昭和三十年度における損失をう

めるため、同年度において、一般

会計から、六十七億円を限り、こ

の会計に繰り入れることができる。

第二条 食糧管理特別会計の歳入不

足を補てんするための一般会計か

の会計に帰属した現金を、緊要

物資輸入基金特別会計法等を廃止

する法律(昭和二十九年法律第六

号)附則第五項及び第十一項の規

定によりこの会計に帰属した現金

並びに第四条に規定する特定物資

納付金処理特別会計からの繰入

金」に改める。

第四条中「特別減税国債の発行

に因る収入金」の下に「特定物

資納付金処理特別会計からの繰入

金」を加える。

の会計に帰属した現金を、緊要

物資輸入基金特別会計法等を廃止

する法律(昭和二十九年法律第六

号)附則第五項及び第十一項の規

定によりこの会計に帰属した現金

並びに第四条に規定する特定物資

納付金処理特別会計からの繰入

金」に改める。

第四条中「特別減税国債の発行

に因る収入金」の下に「特定物

資納付金処理特別会計からの繰入

金」を加える。

4 通商産業省設置法(昭和二十七

年法律第二百七十五号)の一部を

次のように改正する。

第七条第一項第五号及び第六号

中「輸出保険特別会計」の下に

「特定物資納付金処理特別会計」

を加える。

第八条中第十五号を第十六号と

し、第十四号の次に次の一号を加

える。

十五 特定物資納付金処理特別

会計の経理を行うこと。

食糧管理特別会計の昭和三十年

度における損失をうめるための措

置に関する法律案

食糧管理特別会計の昭和三十年

度における損失をうめるための

措置に関する法律

第一条 政府は、食糧管理特別会計

の昭和三十年度における損失をう

めるため、同年度において、一般

会計から、六十七億円を限り、こ

の会計に繰り入れることができる。

第二条 食糧管理特別会計の歳入不

足を補てんするための一般会計か

の会計に帰属した現金を、緊要

物資輸入基金特別会計法等を廃止

する法律(昭和二十九年法律第六

号)附則第五項及び第十一項の規

定によりこの会計に帰属した現金

らする繰入金に関する法律(昭和

二十六年法律第六十九号)の一部

を次のように改正する。

本則中第一項の項番号及び第二

項を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

○山手政府委員 たいま議題となり

ました特定物資納付金処理特別会計

法案外一法案につきまして、その提案の

理由を御説明申し上げます。

最初に特定物資納付金処理特別会計

法案について申し上げます。

今回政府は、バナナ、パイナップル

カン詰等その輸入が制限されるため、

国内の需給の不均衡が著しく大きく

なり、その輸入によって通常生ずる利

益を越えて異状な利益を生ずると認め

られる特定物資につきまして、その輸

入により生ずべき利益の一部を徴取す

るため、別途特定物資輸入臨時措置法

案を提出をいたし、御審議を願って

るのであります。この法案によりま

す、特定物資の輸入について外貨資金

の割当を受けた者は、適正な利潤を越

えて生ずべき特別輸入利益を国庫に納

付する義務を負うこととなります。

で、政府におきましては同法の制定に

伴いまして、その特定物資納付金を徴

取し、これをもって産業投資特別会計

からの投資の財源に充てることといた

し、これに関する政府の経理を明確に

するために特別会計を設置し、一般会

計と区分して経理することが適当であ

ると考えまして、ここに特定物資納付

金処理特別会計法案を提出いたした次

第であります。

次に、この法律案の概要について申

上げます。この会計は、通商産業大

臣が管理することとし、特定物資納付

金及び付属雑収入をもってその歳入と

し、産業投資特別会計への繰入金、事

務取扱い費及び付属諸費をもってその

歳出としております。またこの会計か

ら産業投資特別会計への繰り入れの方

法につきましては、毎会計年度の歳入

の取納済み額から事務取扱費及び付

属諸費の支出済み額等を控除した金額

を限度として、予算で定めるところに

より、随時繰り入れることとし、その

他この会計の予算及び決算等の作成並

びにその手続等に関し、特別会計の運

営上必要な事項を規定いたしているの

であります。

次に、食糧管理特別会計の昭和三十

年度における損失をうめるための措置

に関する法律案につきまして、御説明

を申し上げます。

食糧管理特別会計の昭和三十年

初予算におきましては、この会計の昭

和三十年度末における損失を昭和二十

九年度からの繰り越し損失を含め、約

百億円と見込んでいたものであります

が、その後において、内地産米で約百

八十八億円余、内地産麦で約十億円及

び米の集荷数量の増加等に伴いま

し、三十億円余、合計約二百二十八億

円の損失が増加することが見込まれる

こととなりましたのであります。一方利益

については、酒米等の売却益約二十

一億円、内地産米の希望配給による益

五十三億円余及び雑収入その他による

利益約十七億円、合計約百六十二億円の

利益の増加が見込まれることとなり、

差引当初見込みに比べ六十六億円余損

失が増加し、昭和三十年度末におきましては約百六十七億円の損失が生ずるものと予想されるのであります。

この百六十七億円の損失のうち、百億円は、昭和二十六年度において一般会計から繰り入れられたインペントリ、ファイナンス百億円に見合いますので、今回この百億円に相当する金額につきましては、一般会計に繰り戻さなくてもよいこととし、また、六十億円につきましては、一般会計から食糧管理特別会計に繰り入れることとしてこの会計の損失を補てんし、もつてこの会計の今後の健全な運営に資しようとするのであります。

以上特定物資納付金処理特別会計法案外一法律案についてその提案の理由を申し上げました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願いを申し上げます。

○春日委員長代理 これにて提案理由の説明は終了しました。引き続き両法律案及び所得税法の一部を改正する法律案外十五法律案を一括議題として質疑を許します。

○井上委員 議事進行について。ただいま山手政務次官から食糧管理特別会計関係の法案が提案されてきました。が、一体政府は、本法案を今ごろ何ゆえに本委員会に出されたのです。それに関係する予算は成立してしまつたではないか、こんなばかな話はあるもんじやない、何をしている。あなたの説明を求めます。

○山手政府委員 予算を提出いたしましたこと、御承知の通りでありまして、用意をいたしておりました。

が、いろいろ法案も幅狭いし、御審議を願うのが今日に至りまして、多少おくれたこと申しわけないと思つております。

○井上委員 かねて政府の法案提出に対して、国会としてはその促進を常に要求してきました。特に予算関係の法案は、予算の成立以前に提出することをお願いしてあります。それが大蔵省に要求してあります。それが大蔵省に通過してあります。通じてないと思つて、その責任を追及したいと思つて、通じてないのですか。どういふわけか。通じてないことが——ただいま御説明願つた三十年度における損失を措置するための法律案については、この内容は予算委員会でも相当問題になつて議論されてきておるのです。それを、一体どういふわけか。おくれた理由は何ですか。

○山手政府委員 御指摘のありました官房長官からは、予算に關係する法律案につきましては、できるだけ早く出すようにということ、いろいろたくさんございませぬですが、大蔵省においても鋭意準備をいたして参つておりました。この法案も、日には忘れましたけれども、先般国会の方に提出をいたしておつたわけでございますが、いろいろ法案が錯綜をいたし、すでに約二十もの法案が、この委員会にかつたなどの關係もありまして、直接に御審議をわすれらわすことが非常におくれたことと思ひまして、遺憾に思つております。

○井上委員 ただいま三十一年度予算案を審議中でございますが、本予算に關係のありますところの法案は、全部出せる見込みですか、それともおくれませんか、その点はどうか。

○山手政府委員 先ほど申し上げましたように、官房長官から、できるだけ早く出すようにという督促もございませぬ、まだ一、二残つておりますけれども、大部分のものは、一、二日うちに全部この国会に提出をする段取りでございます。この法案は、だいぶ前に出しておると思つたのですが、法案がこの委員会に幅狭いことになりました。御審議を直接願うことがおくれまして、まことに遺憾でございますけれども、どうぞ御了承を願います。

○井上委員 幸いに与党は出席数がきつめて少いので、ただいまこの法案審議拒否の動議を出して、採決に訴えるかも知れませんが……

○委員長、委員長と呼ぶ者ありん。○春日委員長代理 発言は許しません。

○井上委員 すでにただいま申し上げました通り、この法案に關係のあります予算案が成立した後、予算に關係のある重大なものを出すという不手ぎわはありませぬよ。こんなべらぼうなことではないです。(二、三日前に出ているよと呼ぶ者あり)かりに二、三日前に出しているなら、政府は直ちに委員会の開会を要求して、法案の審議をみずから推進すべきです。それを全然やらずに、予算は通つたから、ここで一つ通してくれ、そんなむちゃな話はありませんよ。この法律案が通らなければ、予算案は通つても役に立ちませぬ。どうですか、これを否決したら

困つちやうでしよう。採決しましょうか。

○春日委員長代理 ただいまの井上委員の発言はきつめて重要でありますから、この問題につきまして、政府当局からさらに重ねて責任ある御答弁を願います。

○山手政府委員 この法案は、先ほどから申し上げておりますように、予算の通過前に出して御審議を願うように段取りをしておつたのでございませぬが、先ほど申し上げましたように、この委員会に法案が幅狭いことになりました。委員長の御審議を願うことがおくれまして、今日に至つたわけでございます。非常に遺憾でございますが、事實は非常に明瞭でございますので、何とぞ御了承を願います。

○井上委員 もう一べん私はつきり言つておきますが、もし本委員会がこの法案が否決された場合には、予算措置は一体政府はどうするんですか。

○山手政府委員 否決などということのないように、御審議をお願いいたしたいと思ひます。

○春日委員長代理 この際委員長より発言をいたしますが、本問題はきつめて重要な事柄を含んでおりますので、この際大蔵大臣より一つ所信の御披露を願います。

○一萬田國務大臣 ただいま政務次官から御答弁申し上げた通りであります。言うまでもなく、法律案を先に出して、それから予算というものが私も順序かと思ひます。それがあべこべになつておられましたことは、非常に遺憾に思ひます。私もよく事情をたしますが、どうぞ御審議を御継続願います。

して、通過いたしますように私からもお願いをいたします。

○井上委員 政府みずからそのことを知つておりながら——予算案よりも法律案を先に審議しなければ、予算案が成立したつて予算の執行はできません。もしこの法案が本委員会では否決された場合は、これは問題ですよ。そういうことを知つていながら、予算案の成立した後に出すというふうなことはもつてのほかである。われわれはこの法案をこのまま——政府が責任を感じないのに審議をやるなどということはない、そう心やすくはできない。与党の方で委員もたくさん出てきて、多数の上にあぐらをかいて強引に押し切ろうというならまた別です。それも今はできないのだ。それだから、政府に重大な警告を發しまして、今後再びかようなことのないように十分注意を願いたいと思ひます。

○春日委員長代理 この際古川丈吉君より発言を求められておりますから、これを許します。

○古川委員 ただいまの井上さんのお話で尽きたようですが、この問題は、前国会において私からもそういう意味のことをお願いしたのであります。予算を伴う法律案は、少くとも並行的に審議のできるようにしてもらわなければ、お茶の出がらしのようなことをこの委員会では審議するのでは意味がないし、また予算案が通過すれば、われわれとしてもある程度精神的な束縛を感じて、十分な審議ができないのであります。この前は、大蔵大臣は見えておられなかつたが、幸い本日は見えておりますが、私はこの法案については、社会党の言いが正しいと思つて、少く

とも並行的に審議のできるように法律案を出していただくようお願いいたします。

それからこの際ついでに——というよりも非常に大事なことですが、幸い大蔵大臣が見えておられますから……。

○春日委員長代理 古川君に申し上げますが、他の問題でありますれば、質疑の通告順に従ってやっていたらいいと存じます。関連と考えまして発言を許しましたが、関連以外の事柄は、通告をされて、順序を待って発言を願いたいと思っております。

○古川委員 それでは、黒金君の質問の順序を変更してもらいまして……。

○春日委員長代理 黒金君の発言は、本日はまだ通告されておられません。

○古川委員 大臣のおられるときに、ほかの人の質問が済みましたら、一つお願いいたします。

○春日委員長代理 委員長において十分考慮いたします。

○井上委員 私、最後に大蔵大臣にお願いを申し上げておきたいのですが、やむにやまれぬ事情で非常に提案が少く、努力されたけれどもやむを得なかつたという御釈明でございました。政府もいろいろ取り込んでおりますが、努力されたけれどもやむを得なかつたという御釈明は了承いたしますが、本件を了承するに当りましては、三十二年度予算に關係のある予算關係の法案は、予算審議の終了前におくれないと出す自信がありますか。それとこれと交換にしましょう。あなたは、必ず予算關係の法案は、予算審議以前に出すという確信がございすならば、私どもこの法案の審議に應ずる。大臣、その点はつきり責任が持てますか。それを明確にしてください。

その上で本案の取扱いに対する態度を社会党としてはきめます。

○一萬田國務大臣 私も今の井上さんのお考えと同じような考えを持っておられますので、極力事務当局を奮勵いたします。法制局の關係も、あそこ事務が非常に幅狭している關係もありまして、大蔵省だけというわけにもいかぬと思つて、極力事務当局を奮勵いたしまして、貴意に應ずるよういたします。

○春日委員長代理 この際大蔵行政一般に關する総括質問が残っておりますから、理事會の協定に従ひまして、これを通告順に許します。石村英雄君。

○石村委員 大蔵大臣にお伺いいたしますが、大蔵大臣の本會議における財政演説を見ますと、三十一年度の予算で、財政面からのインフレ要因を厳に排除することを旨途として編成したという御説明でございますが、インフレ要因といふものについては、いろいろ議論もあつて存じます。たとえば軍事費のようなものは、それだけを取り出せばやはりインフレ要因だと言わざるを得ないのではないかと思つて、お金をどぶに捨てるならば、ただ通貨が減るといふだけですが、金を使つていろいろむだなものを作るといふことは、やはりインフレ要因に結局なつてくるということが言われると思つて、しかしながら、おそらく大蔵大臣は、現在の千四百七億程度の軍事費は、日本の経済能力から見ると、そういう点については余裕が十分あるのだというお考えではないかと思つて、いかがでございますか。

○一萬田國務大臣 防衛費でありま

しょうが、こういうふうなものに対する支出がすぐインフレとは、私思つておりません。インフレ的な要因、傾向を持つておることは私もそうだと思いますが、しかし今回の予算編成は、御承知のように直接間接の税金によつて歳出をまかなうという形におきまして、私はインフレ的ではないと思つておるわけでありませぬ。

○石村委員 少くともインフレ的な傾向を持つという御答弁でございますが、大体大蔵大臣は、どの程度なら防衛費、軍事費というものがインフレ的程度までなら差しつかえないというようにお考えか、お示し願ひたい。

○一萬田國務大臣 その点は、やはり基本的に政治の体制といふことが、それがどうであるかということが大きな要因である。従つて、そういう政治体制からどういふ経済機構になつてくるか、あるいは財政政策になつてくるか。たとへて言ひますと、非常な専制政治もやり得るような政治体制下においては、國民の生活は、そのときの権力者が自由によくもしといふことも、豊かにもし、またこれを圧縮することもできる、こういうような政治体制では、私は少々あると思つて、たとへば防衛といふ言葉か、あるいは普通の言葉でいへば軍事といふことをやりましても、その反面において、國民生活を圧縮していくと私は思つて、従つて、これは非常に政治体制によりまして、日本のような民主的な、しかも経済の基調としては、いわゆる言葉の意味の自由主義経済ではありませんが、本質において資本主義であり、そこに制約を受けているが自由主義をとつて

國においては、やはり何といつても國の総生産、あるいは國民所得といふものについて、ある程度の比率を持つておるべきで、その比率がどれほどか、これは私むずかしいと思つております。今日日本のような状況下におきましては、その率は低くあるべきだといふように考へておるわけですが、今のところは、國民所得に対して二%か三%というところがせいぜいといふところではないか。しかしそれだからといふのは、それだけのものを出していかは具体的に検討を加えなければならぬが、せいぜいそんなところではないだらうか。これは、たとえば五カ年計画の策定に當つても、経企長官あたりもそういうところをお話しになつておるように考へておられます。

○石村委員 大体二%ないし三%という大蔵大臣のお考えのようですが、いづか大蔵大臣が週刊朝日で徳川夢声氏と対談していらつしやる中で、かつて井上準之助氏があの金解禁をやつたが、あの金解禁を強行した理由は、軍部が横暴をきわめる、軍事費の増大というふうな言葉があつたかどうか忘れましたが、そうしたことを押える意味で、日本においてそうした大きな軍事力を持つことは不可能だ、やらせないという考えから金解禁をやつたのだという一萬田さんのお話が載つておつたのです。それで、日本の軍事費は、昨年は一萬田さんの御努力で、一昨年と同様千三百二十七億、予算外庫庫負担は千三百二十七億と、それを除きますれば千三百二十七億と、一昨年と同様に三十年度はなつたわけですが、三十

一年度は八十億ふえてきている。共同声明なんかを見ると、今後さらにふえていくのではないかとということが予想されるわけですが、一萬田さんは、井上さんのように、これを押えるために決意というか、何か処置をおとりになるお考えがございませぬか。

○一萬田國務大臣 これは、私がここで申し上げるまでもありませんが、井上さんが大蔵大臣をなさつておるときと今日の日本と國情が違つたのは、むしろ問題自体をとりまして、非常な相違があるものであります。井上さんの当時は、いわゆる滿州事変前後のときでありまして、日本が大陸まで軍隊を進めていくというふうな状況下にあつたけれども、今日の日本の防衛は、全く日本の國を守るという意味の防衛体制だと思つておられます。それすらおそろしく今日ではなほ不十分で、それで政府としては、今後なお國力に應じて防衛力は増強していく、こういうふうな見解があると思つて、これはいろいろ見解がありますが、今のところそれでいいのですが、ただ私としては、やはり防衛といふ以上は限界があると思つて、ある一定のところに整備されれば、それからさらに拡大するといふ必要は、防衛といふ以上はないと思つて、今後それをどういふふうな政策的に時の政府が変更していくかは別として、私自身としてはそういうふうな考へます。従ひまして、あるところに達すれば、その防衛費は、それから先はどうか知りませんが、それから先は維持といふことにおのづからなると思つて、こういうふうな考へ方が私の持つておる考へであります。

持つておる考へであります。

○石村委員 一定限度に達すれば、それを拡大する必要はなくなる、こういうことですが、しかしその一定限度と言ったって、諸外国がそういう考えに立つとして、攻撃力というものが大きくなれば、自然こちらも大きくしなければならぬということに理論上なつてくるのじゃないですか。

○一萬田國務大臣 単に三段論法的な、理論的に言えればお説のようかも知れませんが、しかし、今日ほんとうの意味で戦争をし得るといふものは、いわゆる原子兵器を持つておるところ以外はないのじゃないか、それがやはり決定的な支配力を持つておると私自身としては考へる。別にこれは、政府の見解でも何でもありません、私の見解であります、私はそういうふうにか考へる。そうしてみると、防衛というものは、相手が非常に強くなるから、それに対応してこちらがやつていくという意味合いは考へていない。そうなれば、日本がいよいよゆるる原子兵器というものを自分自身で生産をする、こういうことにならなくちゃならぬと思うのであります、そういうふうなことは日本は考へていないし、またその力も、私は非常な何千年先は別として、考へられる限りにおいては困難じゃないか、こう思つておるので、むしろこれは、世界平和という方向に持つていくべきだと思つておる。

○石村委員 大蔵大臣の世界平和への御期待と御協力を信頼いたしまして、このくらいにしておきますが、次に大蔵大臣は、一部には公債発行によつても財源を調達し、積極的に各種の経費の増額をはかるべきであるという声も無いではないが、いまだその時期にあ

らず、こういうお話でございませう。ごもつともなお考へたと思つておるが、しかし実態を見ると、ほぼ公債発行と同様のことに三十一年度においてもなつておるのではないかと考へておる。一萬田さんの本来の考へ方に沿わぬ予算が組まれておるのではないかと考へておるが、この始まりは、昨年の補正予算のとき、当時の自由党と民主党とで、足して二で割つたときから発生した傾向でありまして、たとえは今まで民主時代時代の経済五カ年計画か何かでは、一般会計からの投資も二百億か三百億計画には予定されておつたのが、あの補正予算でそうした一般会計からの投資は大部分削つてしまつて、ほかに振りかへられたということから、また昨年一月二十三日かに、当時の自由党を代表して水田さんが、公債を發行して一千億減税をやれという代表質問もあつたのですが、そういうことが現われてきたのではないかと考へておるが、今度の予算を見まして、予算の説明によりますと、財政投資融資関係で一般会計の投資は二十億に減らされておりますが、公債借入金には非常にふえてきておる。昨年比べると約四百億からふえておると思つておるが、この予算の説明に載せられておる九百億という公債は、いずれも政府保証のものであらうかと思つておる。これ以外に日本航空の社債の十五億、借入金十七億何ぼ、あるいは東北興業の債券の九億というものも、やはり予算総則を見ると政府保証になつておる。これらはいずれも国債ではないが、実質的には公債だといわざるを得ないと思つておるが、昨年よりも四百億からふやされておるといふことは、

現在の資金状況からいへば四百億くらい大して問題じゃないといふことも言われるかもしれないが、少くとも公債によつて事業をやつていこうという傾向が強く現われてきたのではないかと考へておるが、いかがでございませうか。

○一萬田國務大臣 私の財政演説に大することは今その時期でない、こういうふうな意味を申し上げたと思つておるが、民間の資金を、それだからといって活用といふことは、従来民間資金ではなかつた投融資を民間資金を用いてやるということ、私は差しつかえないと思つておる。お示しの、たとえば公団等が公団債を出す、あるいはほかのもので公債を發行する、それはどうか、こういう意味のお話であります、私は、やはり公債といへばこれを政府の財政財源にしまして、そうしてこれはある意味においてどこでも使える、これは限界はないように思つておる。しかし公団債になりますれば、そこが違つておる。まして、ある特定の事業、その特定の事業は十分採算ベースの上にある、そういうふうな公団が、その公団だけで所要する資金のある部分を民間資金によつておるので、ちよつと民間の会社が社債を出すのを、ただ企業主体が民間であるか政府であるかという相違があるといふ意味において、公債とははつきり區別をいたすべきで、今日の金融行政あるいは財政金融を通じての問題と考へれば、その程度の民間資金の活用は、今日の情勢で適當である、こういう考へからしておるわけでありまして、これはそういう意味から、公債

とはよほど性格といひますか、本質を異にしておる、かように考へておるわけでありませう。

○石村委員 大蔵大臣の言われるのは、赤字公債のことを問題にしていらつしやるのではないかと考へておるが、しかしこの場合、公債もそれならどういふわけで政府保証を必要とするか。政府保証をするということは、実質的には公債であるといふことも言われる。もちろんその使途といふものは、あるいは公団とか特定のものに限定されておるのでございませう。しかし、それは一般的な公債でも、予算で償は、何でも予算なしにでたために使えといふような公債が發行されるわけではありませう。やはり予算にちゃんとの使途といふものは、直接この金といふことはないにしても、総括においてはいきめられる。で、公団債で電源開発の七十億、あるいは北海道開発公庫の四十億、こうしたものを政府保証でしなければならぬという理由がそれならどこにあるか、それをお伺いしたいのです。

○一萬田國務大臣 その点は、先ほど私がまず第一に申し上げました通り、公債等の發行によりまして、これを財源にして財政規模を拡大するのは今その時期でない、かように私は財政演説で言つておるのであります。民間資金を財政資金として使うこと、そのこと自体が必ずしも悪いとはいへないと思つておる。そういうふうなことをやり得るようには、民間の金融情勢も成熟しておるか、要件を備えておるか、またそういうことをする妥当性が財政面から考へられるか、同時にまた国民生活

なり、そのときの経済一般の情勢も考へた上で判断しなければならぬことであると思つておる、そういうふうな総合的な見地に立つた場合に、今許される段階は、私が今申しましたように、公団等採算の立つものにおいて民間資金をある程度活用して、こういうことは、従来でも、たとえば電電公社あるいは国鉄といふようなものにおいては公債の利用をやつておるのでございまして、ただその程度がどういふふうにあるか、その程度がどういふふうにあるかといふことは、そのときの客観情勢に左右される、こういうふうには考へておるわけでありませう。

○石村委員 どうも御説明がはつきりのみ込めないのですが、これらに政府保証をしなければならぬといふその理由を、はつきりおつしやつていただきたい。程度がどうかかこうとかいろいろお話しになりますが、これらに九百億、日本航空なんか含めれば九百億以上になると思つておるが、それを政府保証でやらなければならぬというその理由を、ごく簡単に、おわれの頭でものみ込めるように御説明願ひたい。

○一萬田國務大臣 ごくおわかりになりやすく申し上げれば、娘を嫁にする場合に、きれいな着物を着せてやるのにはほほ似ておると思つておる。いわゆるなじみをつけてやる、かように存じます。

○石村委員 そうすると、きれいな着物を着せて娘を嫁にするといふような意味で、政府保証があることによつてこれが消化されるということに結局なるわけなんですか。政府保証がなかつたら、電源会社にしろ、北海道開発公庫にしろ、あるいは道路公団にしろ、これらの金は調達できない、普通の着

て、これはそういう意味から、公債

て、これはそういう意味から、公債

物では娘を嫁にとつてくれぬから、一つごまかして売りつけようというお考えで政府保証をなさるのか、その点をはつきりおっしゃっていただきたい。

○一萬田國務大臣 決してそういうわけじゃないのでありまして、やはり一応そういうものを一般に持っていただきます場合には、そういうふうな債券にならぬ——これは実際そういうことをおやりになればよくわかるのであります、なれるということですが、消化の本質からいって、政府保証がない債券の方が売れることは間違いない、ただし、売れるように持つていくために政府保証をする必要がある場合もある、こういうことなんです。

○石村委員 どうも政府保証があるとその債券がなれるということがわけてわからぬのです。一般の人が、政府保証があると、これは債券だということがわかるというのか、なれるとかなれぬとかいうのではなくて、もつとわかりやすい言葉で御説明願いたい。

○一萬田國務大臣 私どもは従来そういうことを言っておりました、そういうような言葉が一番わかりやすい、普通に使われておる言葉であるのであります。これはあまり長くいろいろ説明いたしますと、かえって混乱いたします。

○石村委員 これは、結局政府保証がないと売れないということになるのではないかと、なれるという言葉が適当であるかどうか知りませんが、少くとも九百億というものは、政府保証がないと消化できないのだということに結果においてなるのではないかと私は判

断いたしますが、そうではないのですか。

○一萬田國務大臣 そういうような考え方よりは、私どもは売れよくするという意味において政府保証をしておる、かように考えております。

○石村委員 売れよくするということが同時に売れないと考えているというところが言われるのではないですか。よりよく売れるということは、それをしなければ売れない。まあ全然売れないということもないでしょうが、あるいは利子をうんと高くするとかいうような方法をすれば売れるということはあるかと思ひますが、この一定の条件のもとでは、政府保証をつけて初めて消化ができるのだということに結論としてはなるのではないかと思うのです、どうですか。

○一萬田國務大臣 これはいろいろ言葉のマジックになつてはまずいですが、結局においては、お考えのようにおとりになつてもよからうかと思ひます。

○石村委員 えらい回りくどくなつて、最後に同じことになつてしまつたのですが、ついでにお尋ねいたします。

大蔵大臣は予算委員会での説明で、財政との関係で千三百九十七億民間資金の活用をはかつている、こういう御説明でございました。ところが予算の説明では、ただいま申し上げました九百億及びほかに予算総則を引っぱり出して見た関係で、日本航空の十五億あるいは借入金金の十七億、東北興業の九億というものがあつたのですが、その差の民間資金の金をどこにお使いになることを予定されておるのですか。

○一萬田國務大臣 民間資金の活用は広い範囲を持つておるのでありまして、政府の策定しておる五カ年計画等を具体化していく場合、たとえば電源開発にこういう程度の資金、あるいは造船にこう、あるいは製鉄の合理化資金を初めとして設備資金等にこういうふうにする、いろいろ策定される、そういう場合におきまして、財政資金からはその不足する分は民間の資金による、こういう意味において民間資金が出ていくわけでありまして、いわゆる財政資金で足りないところが差額になるわけでありまして。

○石村委員 これは理財局長から具体的に数字をあげて御説明願ひたいと思ひます。財政関係の投融資は二千五百九十二億六千万円、ほかに民間資金千三百九十七億、七億ということまで

はつきり大蔵大臣は予算委員会では明していらつしやる。この千三百九十七億のうち九百億と、またこれに載つていないさつき申しました日本航空あるいは東北興業の金があるのですが、それを引きましても、約四百億というものは民間資金をもつてどこにどれだけの金額をおやりになるお考えか、一向はつきりいたしません。単に千五百億程度とか千六百億程度というならば、見当というところで話はわかりませんが、千三百九十七億というように精密な金額が出てくるのですから、政府としては具体的な計画があると思ひます。これを各用途別に金額をあげていただきたいと思ひます。

○河野政府委員 あらかじめお断わり申し上げておきたいのでありますが、いわゆる民間資金の活用といひますものは、実はまとまつた定義があるわけ

ではないのでありまして、民間資金の活用といふことを広く言へば、政府の金を出す以外のものはすべて民間で調達されているわけなので、そこをどういふふうに定義づけるかということ、いろいろな考え方が実はあると思ひます。一応私どもがここに数字をはきじ出したものについては、千三百九十七億という数字が出ておりますが、これは積み重ねて参つた数字であります。それでお手元にお配りしてあります三十一年度の予算の説明書の中に載つております数字の内訳ということに相なるわけでありまして、大体私どもが千三百九十七億ということを出しました内訳を申し上げますと、まず第一に、開発銀行の關係で新たに民間資金に移されたものが約二百九十億ある。それから電源開発の關係で七十億、北海道開港の關係で四十億、石油資源の關係で十億、輸出入銀行で四十六億、住宅公団で約百億、道路公団の關係で五十億、帝都高速度、いわゆる地下鉄であります、これで十六億、金融債の關係で百六十億、国有鉄道で二百四十億、電電公社で八十五億、地方債で二百九十億、一応こういうふうな数字を出しまして、その合計が千三百九十七億になつておるといふことでありまして、このほかに、先ほども御指摘のありましたように東北興業についても、同様の問題もありません。同様の問題もありません、民間資金はどういうふうになるかというふうな問題もありません。もつと正確に言へば、そういうものを全部入れなければならぬのかという問題もあるかもしれない。ここでとりましたのは、一つは開銀とか、あるいは輸出入銀行

等のように三十一年度の当初に比べて、大体政府資金に期待をいたしておりましたものが、金融情勢の推移に対応して、民間に移し得るものがどのくらいあるかという考え方が一つ、もう一つは、たとえば北海道開港公庫でありますとか住宅公団でありますとか、そういういわば政府事業的な性格の強いものの資金の調達に民間に期待されるものがどのくらいあるか。そのうちにも当然それに類するものとして私どもは考へております。そういう二つの大きなカテゴリーに分けて考へていただきたいと思ひます。開発銀行及び輸出入銀行等につきましては、結局産業資金になるわけでありまして、その産業資金としては三十一年度の当初において政府の資金、つまり開銀あるいは輸出入銀行に期待されておつた資金であつて民間に移すことができるものを民間へ移した。従つて、それだけこういう立場をとつて計算いたしましたわけでありまして、具体的に申し上げますと、たとえば開銀銀行の場合においては、船の問題をとつてみますと、三十一年度におきましては、開銀銀行は船に對して八と二、八割を政府資金でまかなつて、二割を民間資金でまかなつておる。それを三十一年度の計画におきましては、民間資金と政府資金とは大体五と五という程度のものという計算をいたしたわけでありまして、それによつて、三十一年度に比べて民間資金に移される金額というものがその差額として出てくるわけでありまして、それから電気については、従来、昭和三十

年度におきましては当初二百八十億



の答申を待つてはつきりしたものは出るでしょうが、大蔵大臣の構想はどんなものでございましょうか。

○一萬田國務大臣 今お話のありましたように、御質問の点につきまして、近く法案の御審議を願ひまして発足をいたします。金融制度調査会にかけまして十分検討を加えなくてはなりません。従ひまして、その検討を待つて、大蔵大臣としては自分の意見をきめるのが筋だと私は思つております。しかしごく大まかに申せば、私の考えでは、今日多くの金融機関があまりにも同じような一たえば無尽にして、あるいは信託にしても、それぞれ分野があつたのでありますが、むしろそんな分野が今日ないとは申しませんが、すべてが銀行業務を営んでおる。若干の制約はありますが、そういう形になつておる。これを今どうするということをお私に言うのには、やむを得ないが、そういうふうな非常にばく然としておる。これは終戦直後の混乱、特にまた経営が非常にむづかしかつたこと等から、そういう困難な時期を経過する意味においていろいろな事業をやらした点もあらうと思ひますが、こういうふうないろいろな点を今後整備いたしましたして、やはりそれぞれ特色を持つた形において——これははつきり区切ることもむづかしいかもしれませんが、少くともそれぞれ特色を持たせて、金融のいろいろな分野を担當するのがよからうかと思ひます。どういうようにするかという事は、調査会にかけた上でございと思ひます。

○石村委員 大蔵大臣の構想をもつと具体的に御示し願ひたいと思つたのですが、委員会でやるのだからというこ

となら、それまでであります。今度の財政投融资の關係でも、例の国民金融公庫なんか、三十年代では減らされたが、五億という一般会計からの出資があつたのですが、今度はどうしたものか、一切なくなつた。農林中金も去年三十年代は十億あつたが、今度は産投會計の十億に振りかへられた。あるいは中小企業金融公庫についても、一般会計からの出資はやめたということになつてしまつてきておるわけですが、これはわれわれの主張では、こういう金融機関には一般会計からの金を回すべきだというように考へております。政府は昨年の補正予算からこういう考へを捨てられたわけですが、一つ小さなことですが、この国民金融公庫の政府出資をやめたにもかかわらず、一方納付金を一億五千万円ですか、とらうとしていらつしやる。政府出資をやめたら——やめることにはわれわれ不満ですが、少くとも納付金までとらなくともいいのじゃないか。これは何か適當な方法で、納付金をとらずに、国民金融公庫の資金をふやすという方法をとらるべきではないか。これは金額というよりも、むしろ考へ方が大きな問題だと思つておるわけですが、大蔵大臣は、こうした国民金融公庫なんかの一般会計の出資はほとんどやめてしまふ、納付金はもうけが出てくればほとんど取り上げていく、社内留保に回さないという考へておるのか。一萬田國務大臣 社内留保を納付金でつとめてしまふという考へは持つておりません。それは必ず適當な割合を持つておると思つたのですが、こまかくなりましたから政府委員に答弁させま

○石村委員 政府委員に説明させるといふお話ですが、金額の御説明を受けようとは思ひません。これは予算にもはつきり出ておりますからわかつておりますが、大蔵大臣は、こういう国民金融公庫のようなものに一体どれだけの愛情を持つていらつしやるかということ。その考へ方を聞いておるのです。大蔵大臣は、富士の八合目でミルクを飲ましてやるという大へんな愛情を持つていらつしやるが、一般の国民金融公庫を利用するようなもの、富士のすそ野でもうなだれて死んでおるような連中なんです。これに対しては、ミルクなんかは全然飲まさない、少し余裕があれば取り上げてしまおうという、その考へ方を私はお尋ねしておるわけ、専門家の方の御説明の必要はありません。

○一萬田國務大臣 しかし、そういうことは専門的に具体的なことをよく検討しないといふことはおそれる。御承認を受けたあの銀行法に基いて、剰余金が生じた場合には納付させる、こういうふうになつておるのだと私は思つておる。これは、国会でも十分御審議を願つておるものと思つておる。従ひまして、なお具体的にどういふふうになつておるか、一応事務当局から説明をお聞きになるのが一番よろしい、こういうふうな思ひます。

○森永政府委員 ただいま御指摘のございましたように、国民金融公庫は、三十一年度は一億五千万円の納付金をいたすことになつておる。これは、公庫法の規定によりまして、政府出資をいたしておられます各公庫につきまして、剰余金が出ました場合には、一定の利益処分の方法が一応ござ

いですが、貸し倒れ準備金を積み立てました後に、なお残つております剰余分につきましては、これを国庫に納付するという規定になつておる。その關係で、国民金融公庫並びに中小企業公庫等につきまして、さうな納付金の歳入予算を計上いたしておる。おそれるお尋ねの趣旨は、今年政府出資を減らしたから、もし剰余金があるくらいなら貸付金利を下げるべきではないか、そういう政策論だと存じます。政府出資は減らしましたが、資金コストはあまり上らないという公庫の事情にかんがみまして、今回は従来通り納付金を計上いたしておるわけであり。なお貸付金利の低下に今後とも極力努力しなければならぬという点につきましては、私も全然同意でございます。その努力をないがしろにするつもりは全然ございませんから、御了承いただきたいと思います。

○石村委員 大蔵大臣もお尋ねの通りだと思ひます。私も、実は国民金融公庫法をいろいろ読んでみまして、現在の規則では、そういうことに結論はなつておると思つておる。しかし運用において、納付金で取らなくても済むのではないかと、どうも今の規定では納付金として取らなければならぬというところ、国民金融公庫という性質から考へて、これを取らなくて済むような改正法をお出しになつてはどうか。そういうお考へが大蔵大臣にあるのかないのかというところをお尋ねしたいと思つておる。一萬田國務大臣 それは、私は利益処分の方法が適當であるかどうかというところだと思ひます。適當な利益処分法がきまつておつて、なおかつ剰割が

生ずれば、私は公庫の性質から、政府が全額出資とかその他のいろいろな關係から見ても、これは納付さしていいと思ひます。ただ問題は、そういうふうな剰割ができる前の利益処分について、もう少し社内留保をふやすようにした方がいいのじゃないかということはある得ると思ひます。これは十分検討させるつもりであります。

○石村委員 どうも大蔵大臣は、国民金融公庫などというものに非常に冷淡であるように考へる。われわれは、現在いろいろ政府の金融機関で一番一般の低所得者の役に立つておるのは、この国民金融公庫だと思ひます。これは、全国に直接出張所なり支所を作つて、未端まで非常にめんどうを見てやつておる。中小企業金融公庫も、ねらいはけつこうですが、現在のところ代理貸付がほとんど全部に近いものになつておつて、まだ十分所期の目的を達しておると思ひません。しかし国民金融公庫は、多くの支所を持ち、出張所を持つて、ますます、いろいろの時間がかかるとか、かといふ一般の国民の不満はありますが、相當の効果をあげておる政府の庶民機関だと思ひます。これに対して政府出資をやめるということなら、納付金を取らないう方法を大蔵大臣としては考へられるべきではないかというの、私の質問の要點なんです。規則でそのようになつておるんだから取るんだというの、あまりに冷淡な態度ではないかと思つておる。いかがですか。

○一萬田國務大臣 私は、考へは同じだと思つておる。ただ形をどういふふうにするのが合理的か。利益金、剰余金というものが出ておるのかか

○一萬田國務大臣 社内留保を納付金でつとめてしまふという考へは持つておりません。それは必ず適當な割合を持つておると思つたのですが、こまかくなりましたから政府委員に答弁させま

いですが、貸し倒れ準備金を積み立てました後に、なお残つております剰余分につきましては、これを国庫に納付するという規定になつておる。その關係で、国民金融公庫並びに中小企業公庫等につきまして、さうな納付金の歳入予算を計上いたしておる。おそれるお尋ねの趣旨は、今年政府出資を減らしたから、もし剰余金があるくらいなら貸付金利を下げるべきではないか、そういう政策論だと存じます。政府出資は減らしましたが、資金コストはあまり上らないという公庫の事情にかんがみまして、今回は従来通り納付金を計上いたしておるわけであり。なお貸付金利の低下に今後とも極力努力しなければならぬという点につきましては、私も全然同意でございます。その努力をないがしろにするつもりは全然ございませんから、御了承いただきたいと思います。



わらず、なおかつ政府がこれを取らぬという形にするのがいいか。そうでなくて、政府の出資も今後なかなか望み得ないとすれば、政府の出資は一般会計からできませんが、預金部その他産投あたりから将来はいかぬとも限らないのであります。問題はそういうふうな余剰が少く出るように、従来の社内留保に何パーセントという、そこをこのころを資金供給の状況の変化に応じてもう少し社内留保を多くすれば、余剰は出ないので、そういうような考え方、それは私は合理的で、他との関係においても公平じゃないか。余剰が出ていて、それを取らぬというのとはちよつとおかしいことになりはせぬか、こういう考え方、お考えは同じでして、そういう点については今後検討を加えたいと思います。

○石村委員 考えが同じだと大へん光栄の至りですが、しかし、実は考えが同じではない。私は、この三十一年度の予算で一億五千万円という納付金を見積つていらつしやるのが、大蔵大臣としての御配慮が足りないことだ、こう考へておる。この一億五千万円をゼロにして、社内留保するなり何なりにして運用させるべきであるという趣旨の御質問をしておるわけなんです。考へが同じなら、三十一年度の予算に一億五千万円という納付金が載ってくるはずはありません。同じでないからこそ載つてきておるのではないか。大蔵大臣は、これを同じだと言われる。一億五千万円だけは少くともはつきり違ふわけなんです。いかがですか。同じには絶対にならないと思ひます。現在の予算そのものを私は問題

にしておるのです。どこか予算修正でもしてお出しになるお考えですか。○一萬田國務大臣 話の食い違いというものは、要するに国民厚生金庫というふうなものに対する考え方のお話でありまして、国民厚生金庫は非常に業績を上げておるのにお話です。ただ、私は同じような考え方である、ただし一億五千万円納付させる、これは今の規定に基きまして、そのくらい納付させても適當と思つて歳入に繰り込んでおる。これはもうその通りであります。○春日委員長代理 委員長より大臣に御注意申し上げますが、ただいま議題になつております金融機関は、国民厚生金庫でなく国民金融公庫でありますから、御注意申し上げます。それで、統いて石山權作君の質問を許します。石山權作君。

われわれは、よく均衡予算あるいは健全財政とかいろいろ聞くのであります。けれども、要するに経済の安定というふうなものになります。大体生活が不幸よりも喜びが多いような感じ、隣り近所を見回しても、去年から、大学を出たけれどもまだ就職もないというふうな声もあまり聞かないというふうな時代だろつと思つて。日雇いの労働者が一カ月二十日も働かれないというふうな声ではないと思つて。そういう点から見ますと、大臣が胸を張つて、インフレーションの拡大とおっしゃつておられますが、一体これは、実体は何をさしておるのかという疑問が起きたもので、一萬田國務大臣、その点につきま

大臣は非常に自信がござりであつたとみえまして鳩山内閣に列して以来、私大臣の演説を三、四回くらい聞いておるのですが、今回は一番張りもあつたし、内容も演説のうまい鳩山さんよりはうまかつたような気はしてあります。その中で一番彼はやつぱり気が強いなと思つたのは、「今や、われわれが、かねて強調しておりましたインフレーションの拡大が実現しつつあると言つても、決して誤まりではありません。このところ、彼はちよつと胸を張つたくらいに大いに強調したわけなんです。このインフレーションの拡大といふものは、実体は何をさしておるのか、ここに私は疑問を持つた。

は、まず第一に、生産が増大しておられます。それから内外の取引量、特に輸出は非常な伸張をいたしました。こういうことに基づきまして、幸いに国民所得は増大をいたしておる。それから雇用の点も、これはいろいろと御意見もありませんが、私は、やはりいろいろ失業統計から見ると、一番悪いようなときは一応越えたのではないかというふうな考え方をいたしておる。しかるに、一方物価は横ばいになつておる。これは、私はいよいよインフレーションの拡大と申し上げて少しも差しかえない、かように思ひます。○石山委員 インフレーションの拡大の中で、前にはよく均衡予算というふうなことを言われた。それが、今は均衡予算という言葉がなくなりまして、財政の健全化という言葉に置きかえられてきておられますが、これは、何か特別なあなたの経済学説とか一萬田流の

財政経済の考え方が、前の小笠原さんと違つたのでございませうか。○一萬田國務大臣 私の気持ちを率直に言へば、いわゆる緊縮面が非常に強くなつておるとは、若干情勢の変化で違つた。しかし均衡予算であり健全財政である点においては変わりはない、かように御了承願ひたい。○石山委員 大臣は、非常に経済が安定しつとあり、国民の所得もふえた、こういうふうなことを言われておられますが、国家が健全財政であり、国民の所得がふえたということ、国家の予算は均衡がとれておるけれども、地方の赤字財政はおおるべくもないという現象は、どういふふうな説明をなさるのではありませんか。地方財政というものは、国家の全般の経済のうちに含まれていないものかどうか、切り離したものの考え方です。どういふふうな説明を切つてよろしいかどうか、国民所得はたしかふえたのでございませう。ふえただでございませうけれども、生まれる人口あるいは稼働人口の増加よりも吸収率が少なかった。そして特定の大法人がたくさん利益を上げた。私の調べた一流会社になりますと、自己資本の大体五〇％以上の利益を得たという会社は十指に余る、こういうふうな状態が総計をされて国民の所得になるのでございませうけれども、一萬田さん流の財政的な金融的な帳面づらの結末だけの黒字であるのは、私は富裕階級と一般の国民大衆の生活が大よそかけ離れたところにあるのではないか、こういうふうな思つておられますが、そういう点は大臣はどういふふうにお考えになっておられますか。○一萬田國務大臣 それは大へんな、戦争に負けたというふうな大きな原因

から来た国家の衰退といひますか、そういうことがあります。従ひまして、この再建は、一時にまんべんなく同時にできない、どうしてもやはりその国柄によりまして、まず中心のところが再建を始め、それが全体に及んでいく。日本の場合においては、経済は、敗戦後の日本の国の条件からいたしますれば、どうしても貿易に依存せざるを得ない。従つて、こういうふうな貿易ということを中心として、日本の経済が再建の緒についていく。そうしてそれが経済全体に及び、さらにこれが雇用及び、国民生活の安定に及ぶ。また、そういうふうになるように、国の政治やあるいは財政経済政策が行われなくてはならぬということであると私は考へております。○石山委員 日本の経済が、特需依存の状態から自立経済達成に近づきつつあることの内容が、貿易を拡大するということになりそうではございませうが、私は、一萬田さんの貿易を拡大するということにあなたも反対をされるのではないのでございませうけれども、何でもかんでも貿易が中心でなければ、日本の経済の再建、日本の経済の自立は不可能だといふふうな考え方が強いように見受けられますが、いかがでございませうか。○一萬田國務大臣 私は、日本の経済の再建は、やはり一は貿易に依存し、他面においては国内資源の開発にある、こういうふうな考へておるのではありません。しかし、まず行わなくてはならないのは、やはり貿易の伸張だと思ひます。そして、それに基いて資本の蓄積が増強されて、ここに国内資源の開発に要する資金の供給源ができる。

そういうふうな二段がまえには必ずしも参りませんが、程度の申し上げれば、私はかような考え方をしております。

○石山委員 私は貿易そのものを否定するのではないのですが、今のガットの問題等をからみ合せて見た日本の立場、資源の少い日本の立場において、貿易のみに非常な経済のウエートをかけていくとするならば、いわゆる飢餓輸出、出血輸出を余儀なくするのは当然だと思ふ。国際市場の自由市場において勝ち抜こうとするならば、やはり国民生活というものが向上し得ないままに貿易というものが振興されていく経緯を、われわれは見のがすことができない。やはり日本の将来を考え、日本の自立経済というものを念頭に置くとするならば、私はこゝら辺で政府諸公の頭の切りかえが求められる時期ではないか。たとえば原子力もあるでありましょうし、電源開発もあるでありましょうし、新しい人造繊維の問題もわれわれに対しては大きくクローズアップされているのでございますが、こういうふうな新しい面にあまり目を向けないで、貿易のみに依存するとするならば、後進国の日本としては、外国の生活、外国の文化などにはとてもとて、何十年たつても追いつけないという現象を見ざるを得ないのではないかと私は思ふのですが、この点、大臣はどういうふうな考えをなさるか。

○一萬田國務大臣 私は、国内資源の開発、特に電源の開発、あるいは食糧の増産、こういうものを大いにやることにやぶさかではないのであります。ないものであります、ちよつと一例をとつてみますと、今日食糧は、私の推

定では二千万石から二千五百万石ぐらいのものときよると輸入しなればならない。しかも年々百万人近い人口の増加というものを考へる場合に、この食糧を輸入に仰がずして自給するということは容易なことではございません。せいぜい人口増加の分の食糧だけでも増産ができれば、相当な成績ではないかと思ふぐらいに実は心配をいたして居るわけでありませぬ。今日日本の産業で一番力の強い紡績にいたしましても、綿花は全部輸入しなければなりません。日本には綿はございませぬ。綿花の輸入代金をかせようと思つても、軽工業ではいけません。造船にしても、鉄を使わない産業はありません。ところが粘結炭にしても鉱石にしても、全部輸入しなければならぬ。朝鮮を持ち、台湾を持ち、満州を持っています。満州を持っているといへば悪いですが、満州に勢力を持っている情勢とは、日本の経済情勢は一変している、こういうふうな考へておるわけでありませぬ。これはどうしても輸出の増大をはかりつつ、同時に国内資源の開発をやつていく、こういう以外に行く道はないと思ひます。

○石山委員 特需依存を脱して自立経済に達するための貿易の増大。そうしますと、文化と経済は国境を越える、思想を土台にしないものであるという在来の考へ方からすれば、特需依存を脱していくなら、なぜ近隣の国々と貿易をはかるかとする努力をしないか。特に日本の財政経済——大臣は大へん御自慢なさっているけれども、これは、小さい目の前の範囲を見て言つておることではございませぬ、終戦の窮乏を体験したからこゝろ言える言葉

であつて、一つのレベルから経済、財政を論じてみたならば、日本はやはりそんなに優位なものではない、比較論にすぎないと思ひます。そうしますと、この窮乏に目をふさいで、近隣の大きな国々との貿易の拡大をはからないような考へ方は、少くとも財政経済を担当する大藏大臣としては努力が足りないように私は思ふのでございませぬ。その点はいかがでございませぬか。

○一萬田國務大臣 大きな国との貿易の拡大をはからないのはどういふわけかという、その大きな国とはどこですか。

○石山委員 お隣です。あの大きなお隣の国が目につかないから、私は困ると言ふのです。

○一萬田國務大臣 今日、共産圏の国々ですか、こういうふうな世界が分れていくことは、私自身としても人類の不幸と思ひます。従ひまして、ほんとうにみんなが仲よくして商売もできることが望ましい。ところが、今日はそれがあまりにも政治的にある。いわゆる政治的に解決しないという事態にあることが行へないという事態にあるのでございませぬ。今後ソ連なりあるいはまた中共なりの国際的な情勢も変わり、日本との関係も今後政治的に変わつてくれば、これは別ですが、ただ現実のところとしては、なかなか思ふようにいかないと思ひます。

○石山委員 私もう少し伺いたいのではありませんが、時間がないので、一つくらいで終りにしますけれども、政府の財政投融資に対する腹がまないと申しますか、総合的な国土開発に対する腹がまないと申しますか、こういうことを

お聞きしたいと思ひます。たとえば東北及び北海道は、日本の中でも思はれない地域である。そのために、北海道や東北には特別な半政府機関を置いて開発の用意を示しておるのでございませぬ。特に電源開発の場合は、国土総合開発の基幹をなすものだとわれわれは解釈しております。その場合において、たまたま実例があるのでございませぬ。東北電力の場合は、日本が一番安い電力料金でございませぬ。そのために、最近東北には割合に工場誘致が進んでおるのでございませぬ。これだけがおくれた東北としては恵まれておると思ふのでございませぬが、最近聞くと

ころによりまして、大藏当局ではこれに対して河川増と申しますか、安い電力のある東北その他に対して、大きなダムから流れてくる水の余分を税金化しよう、こういうふうな案が出せうだ、出つたあるというふうな風聞を聞くのでございませぬ。そうすると、片一方で少しよくなつたと思つと、その芽をすくつてしまふ。それでは、東北、北海道というふうな一べんしか耕し得ない土地は、一生かかつても二生かかつても、こつちの関東以南の人々と同じ生活はできないと思ひます。しかも政府は、そこが悪いといつて、そこが均衡を欠くからといって、財政投融資その他の形を見せておきながら、ちよつと何かいい芽が出ると芽をつんでしまふ。そういうこと、形の上ではいかにも不均衡をならしてあげるので、そういう言い分を形では見せておくれども、すぐその舌の根のかわかぬうちから、養分を吸い上げていく。それでは、東北、北海道のようなくろはいつまでたつても総合開発も国土

開発も有名無実になるのではないか。その件に関しまして、一つ御所見を聞きたいのでございませぬ。

○一萬田國務大臣 今の税金でとるといふことは、固定資産税ですか。

○石山委員 流量でとると。

○一萬田國務大臣 私はよく聞いておりませぬが、一方で財政投融資等で、たとえば東北というふうな特殊な土地についてやりながら、それで若干よくなれば、すぐ芽をつむ、そういうことは避けなければならぬことは、私も同じ考へです。今の具体的な税のことは私存じませぬので、調べてみましよう。

○石山委員 河川増の問題は、御調査をすればちゃんとあるわけではございませぬ。そういう風評があるだけに、政府が形だけを見せておいて、すぐに芽をつんでしまふ、こういうことを私は申し上げるので、これは案文としてまだ出ておりませぬ。ですから、皆さんがどういふ名称で、どういふ考案で出すかは知りませぬけれども、そういうことであつてはならぬと言ふのでございませぬ。たとえば電源開発に例をとつても、せつかく政府では開発してやろうと言ひながら、芽が出ると、つむ、こういう態勢を悪いと見るのでございませぬから、それを稱して、大藏官僚は無情であるという風評がもつぱら出る一つのゆゑんだと私は思ひます。ですから、そういうことのないように、一つよろしく。

○春日委員長代理 大臣に対する一般質問はひとまずこれにとどめ、ただいまより税法万般について質疑に入ります。横山利秋君。

○横山委員 最初に大臣にちよつと

二、三点だけ伺っておきたいと思ひます。先般来より税の問題について継続して聞いておるのでございますが、大臣に二、三点重要な点だけを質問して、あと事務局にお伺いいたしたいと思ひます。

私が先般来質問して参りましたのは、大臣のお約束を中心にして、そのお約束に準拠して質問をしてきたわけです。そのお約束というのは、一つには税の公平、税の簡素化、それから中小企業に対する減税、こういう点について質問を継続して参りました。そうして先般行き着きましたのが、具体的な問題としては軽油税であったわけであります。その軽油税を大臣の公約に関連して考えますと、まだ簡素化という点については、用途別免税という点において非常な食い違いを見せるのであります。ある業界なり、あるところからは税金をとらない、たとえば農業用機械からはとらない、あるいはまた輸出用からはとらない、こういうふうにとらなれない分と、一キロリットル当り六千円と分と両方できます。それによつて、石油業界の特約店、そこからとるのださうであります。そこは非常な問題点が生じます。そこは非切符の横流し、免税軽油の横流し、こういう問題が必ず発生する、そうして税の徴収は非常に困難になるといふ点は、技術的に、あなたが先般来約束せられたところとずいぶん逆行をいたします。この点について大臣はどうお考えになつておるか。まさに戦争中の問題が、さらにここに十年たつて重ねて発生するということでありませう。それからもう一つは、不公平という点であります。この不公平という点に

ついては、自動車用の税金を下げるから、ここで公平が期せられるのだという累次の答弁もありました。しかしこの問題については、二十八年の答申によつて、不公平があるというために片一方の自動車税を上げ、そこで国会は解決をしたとしております。従つて不公平論は一人国会において解決をしております。今回の国税及び地方税を通じて一番直接に増税になるのが、この軽油税であります。三公社五現業に対する固定資産税とか、そのほかの問題については、これは間接的増税というものであります。しかしただ一つだけ中小企業家に対する増税なのであります。先般あなたに御質問をいたしましたときに、私は中小企業に対する減税問題については何一つできておらない、こう言つて切言をいたしました。あなたもその答弁に迷われたのであります。しかしながら、そこにお互いの意見の相違があるにいたしまして、中小企業の増税という問題が、軽油税に關してだけは、明確にあなたのお約束に反して参つたわけでありませう。この点について、あなたは言つて参られた責任をどういふふうにおとりになるか、この点についてまず大臣からお伺いしたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 公平ということが一つですが、これもできるだけ公平にしたわけで、従ひまして農業用、漁業用のものについて課税をしないとか、あるいは税額については、一方ガソリン税との間の公平を考えると、むろんこゝういふように公平を考えると、どうしてもこれは特殊な考え方になるものだから、簡素化という点とは矛盾する場合もあり、これについてよほど苦心

心が要るところであります。いずれにしても、一方非常に特殊性を認めていけば、どうしても若干はある程度簡素化とは反するようになりかと思ひます。これはやむを得ないところだと思ひます。なお中小企業の問題であります。なお中小企業の問題であります。従つて、この軽油税を創設されるというのには、どういふ面から見ても理解ができないのであります。ことに一番理解ができないのは、あなたが大臣におなりになつてから、中小企業には減税をする、こういう固いお約束をされたことが、今日減税ができていない。昨年あなたの意思に反して、国会は中小企業に対して、所得五十万円以下を三五％にしました。あなたが大臣として中小企業に対する税制をいじるに當つて、一番最初にやられたのは増税であるのです。しかもそれが、軽油である影響と申すのははかり知れたいものである。その点について、あなたは責任をおとりにならなければならぬ。私は思ふのであります。中小企業の減税というのをほんとうにあなたがおやりになるつもりであるならば、増税よりもほんとうの減税をやらなければならぬ段階であるのかかわらぬ。方法がないのか、道路を直す税金がないのか、道路を直す税金になるのかと思ふのであります。この点は、本委員会は、昨年道路の財源ありということを明確に数字をもって論議をいたしました。しかも二十九年の度には、われわれ国会が判断いたしました以上、五十五億圓という自然増収をガソリン税は生み出しておるわけでありませう。しかもなおかつ三十一年度には一三〇年度は、自然増収はそんなにないのではありませんが、三十一年度の自動車の増加状況から考えましても、自然増収の余地はあります。

○横山委員 詳しいことはまさに主税局長にお伺いいたしますけれども、しかしもの考え方、あなたのお約束の趣旨に準拠して僕は質問をしていて、ですから、さう御承知願ひたいと思ふのであります。簡素化という点と公平という点については矛盾するところあり、こういうお話しは、論理としてはもつともであります。しかし現実の問題としては、公平論という点については、もう国会は解決をしておる。たとえばディーゼル自動車とガソリン自動車については解決をした、こういう点の一つの解決があるわけでありませう。それからガソリン税と軽油税については、昨日本委員会において非常な討論を行いました。そうしてガソリン税は値上げをしない、こういうふうにして議決したあとで附帯決議をつけ、道路の予算は確保されているから

既定方針通りにやるのだ、こういうふうにもなつておるわけでありませう。従つて、ここに軽油税を創設されるというのには、どういふ面から見ても理解ができないのであります。ことに一番理解ができないのは、あなたが大臣におなりになつてから、中小企業には減税をする、こういう固いお約束をされたことが、今日減税ができていない。昨年あなたの意思に反して、国会は中小企業に対して、所得五十万円以下を三五％にしました。あなたが大臣として中小企業に対する税制をいじるに當つて、一番最初にやられたのは増税であるのです。しかもそれが、軽油である影響と申すのははかり知れたいものである。その点について、あなたは責任をおとりにならなければならぬ。私は思ふのであります。中小企業の減税というのをほんとうにあなたがおやりになるつもりであるならば、増税よりもほんとうの減税をやらなければならぬ段階であるのかかわらぬ。方法がないのか、道路を直す税金がないのか、道路を直す税金になるのかと思ふのであります。この点は、本委員会は、昨年道路の財源ありということを明確に数字をもって論議をいたしました。しかも二十九年の度には、われわれ国会が判断いたしました以上、五十五億圓という自然増収をガソリン税は生み出しておるわけでありませう。しかもなおかつ三十一年度には一三〇年度は、自然増収はそんなにないのではありませんが、三十一年度の自動車の増加状況から考えましても、自然増収の余地はあります。

○一萬田國務大臣 主として中小企業と税との関係と思ひますが、中小企業については、思ふようにいかなかつたにせよ、できるだけ税の軽減について努力をいたしてきたのであります。なお軽油税につきましては、これは地方税になります。地方の財政の非常な窮乏、これに対して財源を考えてあげなくちゃならない。そしてこれは間接税でありますから、企業自体というよりも、むしろこの企業といふものが、バスであれば、バスに乗る人への税が軽減されていく、こういうふうな考え方も間接税としていたしておるわけでありませう。決して中小企業に対しての税を等閑に付しておる、あるいは冷淡であるというわけではない、ということだけは御了承願ひたいと思ひます。

○横山委員 もう一点だけ大臣にお伺いをいたしておきたいと思ひます。今の大臣の御説明によりますと、地方が赤字であるからと、こういう二点にあるわけでありませう。その御発言はまことに重要な御発言で、私が先般の当委員会においても、これに対してだめを押した点であります。もしも一般財源を地方の赤字に対して回すのであ

○一萬田國務大臣 主として中小企業と税との関係と思ひますが、中小企業については、思ふようにいかなかつたにせよ、できるだけ税の軽減について努力をいたしてきたのであります。なお軽油税につきましては、これは地方税になります。地方の財政の非常な窮乏、これに対して財源を考えてあげなくちゃならない。そしてこれは間接税でありますから、企業自体というよりも、むしろこの企業といふものが、バスであれば、バスに乗る人への税が軽減されていく、こういうふうな考え方も間接税としていたしておるわけでありませう。決して中小企業に対しての税を等閑に付しておる、あるいは冷淡であるというわけではない、ということだけは御了承願ひたいと思ひます。

るならば、何がゆえに目的税としなければならぬか、また中間答申は、これを目的税でないという立場において明確にしておるのである。明確に、これは地方財政の赤字対策として出しておるのである。地方財政の赤字ならば、何がゆえにこれを用途別免税にしたか、目的税にする必要があるかという点

が、あなたのお考えとは全く矛盾をいたします。第二番目の間接税であるから転嫁できるという点は、まことにこれも重大と言わなければなりません。大臣はバスの運賃を上げる、ディーゼル・トラックの運賃を上げることを期待し、かつ希望しておられるのであり

ましよう。このことは、すでに先般来の国鉄運賃の問題についても、しばしば各委員会並びに予算委員会においても重大な問題を起しておるのでありますが、転嫁をすれば、何に転嫁をされるのか。旅客に転嫁をされるという

ことは、とりもなおさず運賃を値上げしてよろしいというのか、またそういうことをあなたが希望しておられるのか、その点について明確に御答弁を願いたいと存じます。

○一萬田国務大臣 一つは、なぜ目的税にしたかという御質問と申します。これは、私はやはりガソリン税と同じように取り扱うべきだという考え方であります。なおこれは、いろいろ税の上からも問題があると思ひますが、これについては、主税局長から詳しくお聞きを願いたいと思ひます。私は、これはいろいろ意見があると思ひます。また運賃にも必ずしも影響ないとも私申しませんが、運賃に影響せずして若干軽油で税金を納めるということよりも、道が悪いために車体がい

たむ、スピードが出ない、事故が起るという方がむしろ会社等のコストを高めるゆえんであると思ひます。リッパな道ができれば、別に運賃を上げなくても、会社の経営は十分できる。もしも会社の経営が十分にかぬとすれば、軽油に税金がかかるということよりも、むしろ会社自体の経理といひますか、言いかえれば会社が非常に数が多いか、いろいろなむしろ他の

方面の経済的要因も、私はやはりあるんじゃないかと思つております。そういう点は、やはり十分今後考えていかなくちやならぬと思ひます。こういうような考え方をいたしております。

○横山委員 何をおっしゃるのかさっぱりわからぬのであります。だつて、第一のことは、さつき地方財政が赤字であるからこれをとるんだ、こうおっしゃったから、そんなら何で目的税にするんだ、こう言つたら、今度はがらりと話が変わつて、ガソリン税と同様目的税なんだというて、前の地方財政の赤字だという論拠を離されたのであります。今度は、間接税でこれは転嫁でき

るからいいだろうと思ひますとおっしゃつたので、それじゃ運賃値上げをするんですかと言つたら、転嫁しなくてもいいだろう、これは道が悪いからなどと、とんでもない話に移つてしまつたのであります。今後考へるとは、また何を考へられるのでありましょうか、もう一ぺん時間をかけて、主税局長とよく相談してお答えを願ひます。

○一萬田国務大臣 お答えいたしました。あるいは私の言葉がわかりにくかつたかと思ひますが、私は矛盾してはるようには思ひません。それは

やはり地方財政の強化になるのですし、他の財源で道を作れば、それが浮いてくるんですから、それを他に回せばよろしい、決して矛盾しておるわけではないと私は思ひます。

○横山委員 第二番目の転嫁の問題はどうですか。

○一萬田国務大臣 これは税の方の議論になると思ひますが、私はそう税理論に自信があるわけではないのです。が、間接税といへば、大体そういうふうな転嫁をされるというのが、普通の税の理論になつておるようには私は考へておりません。しかしながら、いわゆる中小企業の今日の苦しさというものは、単にそれだけからきているのではないと思ひます。それからだけくる問題なら、比較的簡単に片がつくんです。が、中小企業の今日の困難性は、非常に複雑多岐で、いろいろの原因があるから、そちらも取り除かなければならぬだろう。このことだけを取り上げ

て、中小企業を非常に苦しめるというふうには私は考へない。他の方を取り除けば、こういうことはやつてもいいけり、こういうことにもなるということでありませぬ。

○横山委員 大臣不勉強のようでありませぬので、きょうはお帰りになつたら、一つ奥野部長によく聞いていただいて、もう一ぺん適当な機会に御答弁を願ひたいと思ひますが、そのために私は若干意見を述べて、一つ御記憶にとめてもらいたいと思ひます。それと申しますのは、結局はトラック業者、バス業者、税金を納めるのが、軽油を扱つて経営しております特約店でありませぬ。このバス、トラック等の軽油を

扱ふ交通業界が、今公定の運賃通りで輸送しているかといひますと、決してそうはなつていないのであります。その料金以下で大へんな競争をしております。従つて、その中で運賃値上げをするということは、公定料金通りに輸送すること自体も今日問題なのであります。それはなかなかできるものではないと思ひます。事実できないのであります。

それでは、その企業の利益でこれを食いとめられるかといひますと、去年当委員会に提出されましたガソリン税に関する政府の資料の中から判断をしても、これはなかなか困難でありませぬ。かてて加えて、交通労働者の労働条件を切り下げられるかといひますと、他の産業に比較して、トラック業界なりバス業界なり、そういうところの労働条件は低いのであります。従つて、これはどうしても運賃の値上げをするわけにもいかぬという

ので、こんな問題になつていゝのであります。従つて、この転嫁論という問題は、ここではちよつと不可能であります。どうしてもやるならば、これは運賃値上げという方向へいつてしまひますが、もしあなたが最初ひよつと言葉を出されたように、運賃値上げを政府が予期しているとするならば、政府のかねて、今年には物価が横ばいであるという判断と見込み違いを生ずる。表と裏と違ふといふことになるわけでありませぬ。この点は一つ御勘考を願ひたいと思ひます。特に大臣に氣をなすればなりませぬ。何回も申しましたが、これ一つが大臣におなりになつてから出される増税という点であ

りませぬ。これは間接税であるといひます。これは業界から取ることになりませぬ。従つて、これ一つがあなたの減税という約束に明快に反する増税であるという点であります。これがなければ道路が直らないかという点であります。道路に関する財源はないかという点であります。道路は悪い、だから、直そうと思へば幾らもやることはあります。道路財源はあればあるに越したことはないといふことをあなたもおっしゃるだらうと思ひますが、それは負担能力の限界というものがある。しかも受益者負担税を強化しても、道路は道路を使う業界なり、あるいはそれらだけが銭を出して、あとは負担しなくていいという議論にもなりませぬ。昨年のガソリン税の問題のときに、いろいろと数字の話をして、道路は、少くとも政府が計画をして、道路五カ年計画は、完全に実行し得るといふ判断を当委員会は下しました。しかもその自然増収は、われわれの予期に反してなおかつ多かつたのであります。今後ともまた自然増収が出るという見通しがあるのであります。従つて、道路に関する予算というものは、確保できる。少くとも政府が今まで約束し、かつ実行して参らうとした計画は、実行し得るといふ段階にあるのであります。従つて、この軽油税については、あらゆる観点からきょう大臣のお話を伺ひますと、どうも御勉強が不足のようでありませぬ。十分に御研究を下さつて、適当な機会に御答弁を願ひたい。大臣にはこういうふうにお願ひしておきます。

次に、簡単に主税局長に一、二点お伺ひします。今度国鉄から電気ガス税



昭和三十一年二月二十五日印刷

昭和三十一年二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局